母親の育児態度の歪みに関する研究

——児童虐待に関する研究——

研究第7部　高　橋　種　昭
研究第9部　中　一　郎

Ⅰ　目　的

最近、嬰児殺害、乳児遺棄、産み落とし等母親の残虐な行為や無責任さが目にあまり、マスコミでも度々こうした母親の非人道的な振舞いや育児態度を問題として取り上げている。駅構内のコインロッカーは恰も乳児の死体捨て場として使われ、自動車は自分の子どもを轢き殺す凶器として使われている。これをみると、犬や猫の仔を扱うように自分の子どもを扱っているようである。このような恐るべき傾向は今後益々強まっていくのであろうか。

本研究はこうした母親の育児態度の歪みを、虐待行為の観点に的を絞って、その発生因、虐待の方法、生育史などを探り、こうした事件の背後に潜む諸問題を明らかにしようとするものである。

Ⅱ　研究方法

全国の家庭児童相談所に別表の調査用紙を送付し、相談員に回答を依頼した。

Ⅲ　結　果

全国635カ所の家庭児童相談所に質問紙を送付し、そのうち391カ所から回答を得た。回収した391カ所のうち過去1年間に虐待のケースを扱っていない所が270カ所あり、質問紙への記入もなかった。そこでこれらは除外して該当ケースのあった個所からの回答をみていくことにする。

1.　相談に来たケースの総数及び虐待ケースの数

過去1年間に家庭児童相談所に来所したケースの総数を第1表に、その中で虐待に関して相談に来たケースの数を第2表に示す。

第1表、第2表を見てすぐわかるように、家庭児童相談所に来るケース数は、平均すると1カ所当たり158件で、そのうち虐待のケース数は平均1.9件で、来談の総ケース数のうちの虐待ケース数は1.2%弱にすぎず意外と少なかった。その原因は、親が子を虐待した場合、その多くは犯罪行為として扱われ、警察の管轄下に置かれてしまうためである。そこで相談所に回ってくるケースは、犯罪行為にまで至らないが放置しておくには余りにも子どもが可哀そうであるといった事例が多い。今回の調査でも親が子を虐待して死に至らめしたというケースはなかった。

第1表　相談に来たケースの総数（過去1年）(1, a)

（件）	（カ所）	（%）
0～ 50	24	19.8
51～100	27	22.3
101～200	30	24.8
201～300	17	14.0
301～	21	17.4
記なし	2	1.7
合　計	121（カ所）	100.0（%）

第2表　虐待のケース数（1, b）

（件）	（カ所）	（%）
0	10	8.3
1	57	47.1
2	22	18.2
3	12	9.9
4	8	6.6
5以上	11	9.1
記なし	1	0.8
合　計	121（カ所）	100.0（%）

2.　来所経路及び来談者

ここでは、虐待のケースがどのような経路から相談所に来たか、また、相談に来た人は誰がをみていく。（第3表、第4表参照）

第3表は来所の経路を示したものであるが、主なる来

〔別　表〕

お　願　い

今回私共の研究所に厚生省育成課から緊急研究課題として「母親の児童虐待に関する研究」の依嘱があり、至急研究を実施することになりました。つきましては貴相談室における相談事例から児童虐待の事例及び現状について報告下さいますようお願い申し上げます。

御多忙中誠に恐縮ではございますが、何卒御協力下さいますようお願い申し上げます。

日本総合愛育研究所研究室第七部部長　髙　橋　種　昭

1　過去1年間に相談に来たケースは凡そ何件ぐらいありますか、またその中で母親の子どもに対する虐待のケースは何件ぐらいありますか。

a　相談に来たケースの総数　＿＿＿＿＿＿件

b　母親の子どもに対する虐待のケース数＿＿＿＿＿＿件

2　虐待ケースの場合、どのような経路を辿って相談にきますか。一般的な経路をいくつかおかき下さい。その場合、誰が相談にきますか、多いものを三つおかき下さい。

a　経路（　　）から、（　　）から、（　　）から

b　相談に来た人　（　　）

（本児との関係）（　　）

（　　）

3　最近相談に来た虐待ケースのうち、任意に一事例をえらんで次の質問にお答え下さい。

a　そのケースはどのような経路で来ましたか。

b　相談に来た人は誰ですか（子どもとの続柄または関係を詳しくおかき下さい）

c　子ども（被虐者）についてお答え下さい。

(1)年令＿＿＿＿才　(2)性別＿＿＿＿　(3)住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(4)就園、就学状況について（下計のうちから該当するものをえらんで下さい）

〔イ．保育園に行っている　ロ．幼稚園に行っている　ハ．小学校に行っている
ニ．未就園、未就学〕

(5)身体的発育〔イ．よい　ロ．ふつう　ハ．わるい〕

(6)精神的発育〔イ．よい　ロ．ふつう　ハ．わるい〕

(7)友達の有無〔イ．ある　ロ．ない〕

(8)問題行動の有無〔イ．ある（その内容　　）
ロ．ない〕

d　子どもと同居している人たち全員について、なるべく詳しく書き入れて下さい。

本児との続柄	父	母				
年　令	才	才	才	才	才	才
教育程度						
職業または学校						
問題点						

e　家族背景についておききします。該当する項目に○印をおつけ下さい。

(1)　父母の婚姻形態〔イ．正式婚　ロ．内縁関係　ハ．離婚　ニ．その他（　　）〕

(2)　結婚して何年になりますか〔イ．1年以内　ロ．1～3年　ハ．4～9年　ニ．10年以上（　　）〕

(3)　夫婦関係〔イ．よい　ロ．ふつう　ハ．わるい〕

(4)　経済状態〔イ．富裕　ロ．ふつう　ハ．貧困〕

(5)　住居について形態〔イ．自家　ロ．借家　ハ．借間　ニ．その他（　　）〕

広さ〔イ．1間　ロ．2間　ハ．3間　ニ．4間件上〕

(6)　地域環境　イ．市街地　の中の　○住宅地　○商店街　○工場地帯

ロ．郊　外　の　○住宅地　○商店街　○工場地帯

ハ．農山漁村

(7)　家族内の人間関係に問題がありますか。〔イ．ある　誰と誰の間（　×　）（例：父×母）　問題の内容（　　）　ロ．ない〕

(8)　母親（加虐者）についてお尋ねします。

①　実家の職業＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

②　出身地＿＿＿＿都・道・府・県

③　実家の経済状態〔イ．富裕　ロ．ふつう　ハ．貧困〕

④　出生順位（　　）（　　）番目

⑤　本児との関係〔イ．生母　ロ．継母　ハ．養母〕

⑥　近所付合い〔イ．よい　ロ．ふつう　ハ．わるい〕

f　虐待の事実について、お尋ねします。

(1)　虐待の内容について具体的におかき下さい。

〔　　〕

(2)　何故こうした事件がおきたか、その原因と考えられることをおかき下さい。

〔　　〕

4　実際に現場で相談を担当されて、いろいろとお考えになることがおありかと存じます。専門家の立場として御意見をおきかせ下さい。

a　現代の母親の子どもに対する態度をどうごらんになりますか。下記のうちからひとつだけえらんで下さい。

イ．放任　ロ．過保護（溺愛）　ハ．厳格　ニ．干渉過多　ホ．その他（　　）

b　母性愛といわれる母親の愛情は、父親の愛情とは違ったものだとお考えですか。

イ．同じである

ロ．違っている〔それはどのように違っているとお考えですか　　〕

c　現代の母親達に対する要望がありましたら、お聞かせ下さい。

〔　　〕

第3表　相談にくる経路（虐待のケースの一般的なもの）（2，a）

	(件)	(%)	備考
民生委員	63	17.4	
学校	44	12.1	
町村	11	3.0	教育委員会(2)
保育所	15	4.1	幼稚園(2)
幼育所	16	4.4	
警察			
近所の人	42	11.6	
親戚	23	6.3	
その他	32	8.8	福祉事務所、病院、児相、ケースワーカー
記なし	117	32.3	
合計	363(件)	100.0(%)	

第4表　相談に来た人（虐待の一般的ケースの場合）（2，b）

	(件)	(%)	備考
民生委員	43	11.8	
学校担任・校長	24	6.6	
保育所・幼稚園担任・所長	13	3.6	
近所の人	13	3.6	
親戚	49	13.5	
警察少年課	5	1.4	
ケースワーカー	5	1.4	
その他	20	5.5	医師、保健婦、町村役場、他
記なし	192	52.6	
合計	363(件)	100.0(%)	

所経路を三つ記入させたので合計の項が121×3＝363となる。さて、虐待のケースがどのような経路で家庭児童相談所に来たかをみると、1位が民生委員から、次に、学校から、近所の人からとなっており民生委員の活躍が注目される。

また相談に来た人についてみると、1位が親戚の人で全体の13.5%、次に民生委員11.8%学校の担任・学校長の順になる。つまり、相談に来た人は何らかの形で子どもと接触のある人達で、子どもがひどい仕打ちを受けているのを見るにみかねて相談に来たというのが圧倒的である。

3.　子どもの特性

今回の調査では虐待ケースが121件あったわけであるが、次にその被害者である子どもについて詳しくみていくことにする。

a）年　令

第5表は虐待を受けた子どもの年令を示したものである。3才以下が20.7%、8～10才が24%、4～5才19.8%、6～7才14%そして11才以上が19%となっており、大体同じように分布している。

第5表　子ども（被害者）の年令（3，c，(1)）

年令	(人)	(%)
～3才	25	20.7
4～5	24	19.8
6～7	17	14.0
8～10	29	24.0
11～13	14	11.6
14～	9	7.4
記なし	3	2.5
合計	121（人）	100.0（%）

第6表　就園、就学状況について（3，c，(4)）

	(人)	(%)	備考
イ保育園に行っている	16	13.2	
ロ幼稚園に行っている	3	2.4	
ハ小学校に行っている	52	43.0	
ニ未就園・未就学	35	29.0	
ホその他	9	7.4	中学校(8)、高校(1)
記なし	6	5.0	
合計	121(人)	100.0(%)	

b）就園・就学状況

第6表は虐待を受けた子ども達の就園・就学状況を示したものである。これを見ると、保育園か幼稚園に通園しているものが19人（15.6%）それに該当する年令の子どもが49人であるから就園率は40%足らずである。12才以上の子どもは全部で9名おり、全員通学している。つまり、小学校以上の児童・生徒は全員就学しているが、幼稚園の場合は適令児の約10%が通園しているにすぎない。

c）身体・精神発達の状態

第7表　身体的発育（3，c，(5)）

	(人)	(%)
イよい	14	11.6
ロふつう	64	52.9
ハわるい	37	30.6
記なし	6	4.9
合計	121（人）	100.0（%）

第8表　精神的発達（3，c，(6)）

	(人)	(%)
イよい	8	6.6
ロふつう	65	53.7
ハわるい	41	33.9
記なし	7	5.8
合計	121（人）	100.0（%）

第7表、第8表は虐待を受けた子どもたちの心身の発達の程度を示したものである。これを見ると、精神的発達、身体的発達ともに悪いとされたものが30%強いることは注目すべきであろう。殊に身体的発達の遅れは、虐待内容の中で一番多い食事を十分に与えてもらえないことにその原因の一つがあると思われる（後述）。また、精神的発達の遅れについても後述する父母の特性の中で、アルコール中毒、精神異常、低能がかなりの割合を占めていることからみて遺伝的要素が強いと思われるが、今回の調査だけでは何ともいえない。しかし、虐待を受けた子どもは、その程度の差こそあれ正常な家庭で親の暖かい庇護の下で育った子どもよりも心身の発達が遅れがちになってしまうといえよう。

d）友達の有無

母親から虐待されているという異常な環境の中にある子どもたちは遊び相手をもっているのであろうか。第9表は、その友達の有無を示したものである。

友達がいると答えたものは全体の32.2%、いないと答えたものは57.9%%であった。この数字を見ても明らかなように、家の中で虐待を受けている子どもの半数以上は外部との繋りもなく、ただ一人苦悶の中で幼ない胸を痛めているのである。

第9表　友達の有無（3，c，—(7)）

	(人)	(%)
イある	39	32.2
ロない	70	57.9
記なし	12	9.9
合計	121（人）	100.0（%）

第10表　問題行動の有無（3，c，(8)）

	(人)	(%)
イある	64	52.9
ロない	49	40.5
記なし	8	6.6
合計	121（人）	100.0（%）

第11表　問題行動の具体的内容（3，c，(8)）

内容	件数	内容	件数
行動が粗暴	8	夜尿癖	2
嘘をつく	6	身体が不潔	2
無断欠席・怠学	6	身辺処理不能	1
家に帰りたがらない	2	母にかくし事をする	1
人をみて態度を変える	2	極端に消極的	1
家出をする	10	家庭生活不適応	1
徘徊する	5	緊張がつよい	1
盗癖	21	男女関係	1
家の金を持ち出す	3	重度精薄	1
情緒不安定	4	食事がのろい	1
級友に意地悪する	3	失禁	1
反抗的態度	3	大食	1

e）問題行動の有無

ここでは虐待された子ども達が行動面で特に何か問題をもっているか、もしもあるとすればどんなものかをみていくことにする。

第10表から、半数以上の子どもが問題行動をもっていることがわかる。問題行動の内容を記したものが第11表であるが、その中で盗みが圧倒的に多く問題行動の⅓を占めている。ついで、家出、粗暴行為といった順になる。嘘言、無断欠席・怠学、巷間を徘徊するといった行動も比較的多く、その他情緒不安定、反抗的態度、夜尿、家に帰りたがらない、身体が不潔、消極的等が挙げられているが、中には必ずしも問題行動とはいえないものも含まれている。それはさておき、次に子ども達が何故こうした問題行動をもつようになったか、その原因を考えてみる必要があろう。しかし、この作業は必ずしも容易なことではない。というのは、子どもに問題行動があるから親が虐待という非常手段をとったというケースも考えられるし、逆に虐待を受けたということがきっかけとなって問題行動をもつに至ったのか、その辺りの因果関係がはっきりしないからである。しかし、いずれにしろ親子関係の歪みが幼ない子どもの心を痛みつけていることは明らかである。

4．同居家族について

ここには質問紙の項目3の(d)（別表参照）の結果を示す。しかし、記入は必ずしも正確ではなく、また、意味がはっきりと掴めないものも相当数あったので、結果を詳細にみるのは困難である。そこで、父母の年令、教育程度、職業、兄弟姉妹の有無、祖父母の同居の有無に限ってその結果を検討していく。

第12表から、虐待を受けた子どものうち、その14%が

第12表　家族構成（3，d，(1)）

	実　数	(%)
母子世帯	12	9.1
父子世帯	4	1.7
核家旅	75	62.0
祖父母いずれか同居	10	8.3
記なし	23	18.9
合計	121	100.0%

第13表　父母の年令別構成（3，d，(2)）

年令	父（人）	(%)	母(人)	(%)
～19	0	0.0	0	0.0
20～24	1	0.8	7	5.8
25～29	13	10.7	29	24.0
30～34	21	17.4	21	17.4
35～39	24	19.8	31	25.6
40～	37	30.6	22	18.2
記なし	25	20.7	11	9.0
合計	121(人)	100.0(%)	121(人)	100.0(%)

第14表　父母の教育程度（3，d，(3)）

学歴	父（件）	%	母(件)	%
小卒	9	7.4	10	8.3
中卒	58	47.9	76	62.8
中中退	1	0.8	0	0.0
高卒	10	8.3	8	6.6
高中退	1	0.8	2	1.7
大卒	2	1.7	0	0.0
大中退	0	0.0	0	0.0
各種学校	0	0.0	0	0.0
その他	6	5.0	5	4.1
記なし	34	28.1	20	16.5
合計	121	100.0	121	100.0

父か母、或はその両者ともいなかった。その主なる理由は、長期入院、死去、蒸発、別居、離婚等である。それ以外にも、父の長期出稼ぎ、母が夜中にしか帰宅しない、度々家をあけるといったものを含めると相当な数になる。

第13表は父母の年令を示すものである。19才以下の親が皆無なことと、25才未満の親も父と母合わせても8人(6.4%)しかいないことは注意すべきであろう。つまり、今回の調査では若い父母による虐待事件は比較的少なく、25～29，35～39才の間にいる母親による虐待が全体の50%近くに達している。

第15表　父母の職業別構成（3，d，(4)）

職業	父(件)	%	母(件)	%
会社員	10	8.3	0	0.0
公務員	4	3.3	0	0.0
労務者(日雇)	14	11.6	8	6.6
水商売	1	0.8	9	7.4
店員	2	1.7	6	5.0
工員	19	15.7	6	5.0
職人	16	13.2	0	0.0
農業	2	1.7	2	1.7
看護婦・保母	0	0.0	0	0.0
医師	0	0.0	0	0.0
船員	2	1.7	0	0.0
運転手	7	5.8	0	0.0
自営	7	5.8	4	3.3
内職	0	0.0	3	2.5
理容・美容師	0	0.0	1	0.8
無職	3	2.5	50	41.3
その他	1	0.8	4	3.3
記なし	33	27.1	28	23.1
合計	121件	100.0%	121件	100.0%

第14表は父母の教育程度を示したものである。これをみると、父の学歴は小・中卒が半数以上に及び大学卒は1.7%にすぎない。母親に至っては小・中卒が70%以上を占め、大卒は1人もいなかった。また、第15表に示した職業をみると、父親の場合、工員、職人、労務者など単純作業に従事しているものが多く、母親の場合、半数近くが無職（主婦）だが、水商売、労務者、店員、工員なども比較的多かった。

さらに、虐待を受けた子どもの同胞の有無をみると、63%が兄か弟、或は姉か妹をもっていることがわかった。そのうち約⅓は異父・異母の同胞であることは注目すべきであり、後述する虐待事件の発生因の一つになっている。また、同胞のうちの誰かが特殊学級に通学していたり、養護施設に収容されているといった例が20%近くもあり、複雑な家庭事情が察せられる。

5.　家族背景について

ここでは前項で述べた家族関係をより詳細に検討し、虐待という異常な事態が生じた背景を明らかにしていく。

a）父母の婚姻形態

第16表をみると、正式な結婚をしているものが半数強、内縁関係が20%弱あった。その他の項では別居、父の死去、離婚後縒りを戻して同棲している等が挙げられている。また、正式婚でもその中のおよそ20%が再婚で

第16表　父母の婚姻形態（3，e，(1)）

	実　数	(%)
正式婚	65	53.7
内縁関係	23	19.0
離　婚	9	7.4
その他	8	6.6
記なし	16	13.3
合　計	121件	100.0 (%)

あるといったことを考慮すると、約半数近くが婚姻形態に何らかの問題を孕んでいるといってもよいであろう。勿論、婚姻形態が正式婚であるか否かという問題は単に法的手続をとったかどうかによって決まるわけであるが、同時にそれは家庭特に子どもに対してその責任を負う意思のあることを公に誓うことを意味するとも考えられる。こうした責任の自覚に基づいた結婚と、単に男と女の愛情によって結ばれて同棲している場合とでは、おのずと子どもに対する接し方にも違いが出てくるのは当然であろう。

b）夫婦関係

正式婚か内縁関係かという違いが表面上の責任の所在の有無を示すものであるとするならば、夫婦関係のよい・わるいといったことはそれを遂行する意思の強さを示すものであるといえよう。いくら正式婚だからといっても、その夫婦関係がわるければ子どもによい影響を与えることはできない。逆に、たとえ内縁関係であっても夫婦仲がうまくいっていれば子どもも平安な生活を送ることができる。

第17表は夫婦関係がどんな状態であるかを示したものである。これをみると、夫婦関係がよいと答えたものが全体の8.3%、普通と答えたものが30%弱、悪いと答えたものが45.5%となり、記入なしを除いた有効回答数のうちの半分以上が夫婦関係が悪いということになる。こうした夫婦関係の在り方が、子どもの虐待の起因となることはこの結果からも明らかとなったわけである。また、夫婦関係がよいにも拘らず子どもを虐待している母親について詳しくみていくと、連れ子をして再婚したが夫にも子どもがあり、夫の子どもと自分の子どもとを差別することにより夫の愛情を獲得したかったといった例や、夫は男の子を欲しがっていたのに実際に生れたのは女子だったので、夫の期待を叶えられなかったという理由で罪もない子を虐待したという事例が報告されている。

第17表　夫婦関係（3，e，(3)）

	(件)	%
よい	10	8.3
ふつう	36	29.8
わるい	55	45.5
記なし	20	16.4
合　計	121件	100.0%

こうしたケースは例外的なものであろうが、夫婦だけで楽しくやっていけるなら子どもは特に欲しいと思わないといった風潮が僅かながらもみられる現今、こうしたケースは現代への警鐘ともいえるのではなかろうか。

c）経済状態

人間にとって物質的な条件が精神的な面に与える影響は非常に大きいといえよう。貧困が犯罪を生むとよくいわれる。虐待といった事件もこうした経済状態が原因となってはいないであろうか。第18表は虐待を惹き起こした家庭の経済状態を示したものである。

第18表を見て明らかなように、経済状態がよいと答えたものは皆無である。逆に、悪いと答えたものは全体の42%、それと普通と答えたものを合わせると実に95%の家庭が普通かそれ以下の経済状態であることがわかる。もっとも、こうした経済状態のみを取り上げてそれを虐待行為と単純に結びつけることは早計であり危険であるが、少なくとも虐待事件発生の一因となっていることは否定出来ない。

d）居住環境

人が実際に起居し生活する場所である住居がどのようなものかということが、人の精神衛生に少なからぬ影響

第18表　経済状態（3，e，(4)）

	件	%
よい	0	0.0
ふつう	64	52.9
わるい	51	42.1
記なし	6	5.0
合　計	121件	100.0%

第19表　住居について（3，e，(5)）

（イ）形態

	件	%
自　家	27	22.3
借　家	54	44.6
借　間	24	19.8
その他	8	6.6
記なし	8	6.7
合　計	121件	100.0%

第20表　住居について（3，e，(5)）
(ロ)　広さ

	件	%
1　間	17	14.0
2　間	52	43.0
3　間	22	18.2
4 間以上	10	8.3
記なし	20	16.5
合　計	121件	100.0%

を及ぼすと思われる。6帖一間に家族6人が重なるようにして眠っているうちに赤児が窒息してしまったという例も現実に起きているのである。

第19表、第20表は虐待事件を起こした家庭の住居の状態を示したものである。

第19表をみると、虐待を惹き起こした家庭の64%はその住居が借りているものであることがわかる。また、第20表から、部屋数が2間というのが半数弱、1間というのも14%あった。後述する虐待内容の中で子どもを夜遅くまで家に入れないというものがあるが、それはこうした住居の状態と関連があるといえよう。

e）家族内の人間関係

虐待事件を惹き起こした家庭の家族関係を第21表、第22表に示す。

特殊な場合を除き、家族内の人間関係に何らかの問題がない限り虐待といった事態には至らないと考えられる。第21表を見ると問題があると答えたものが85.1%であり、この見解が正しいことを示している。

第21表　①家族内の人間関係における問題の有無（3，e，(7)）

	件	%
イある	103	85.1
ロない	10	8.3
記なし	8	6.6
合　計	121件	100.0%

第22表　同上　②誰と誰との間に問題があるか

	件	%
父　×母	53	51.5
母　×本児	25	24.3
母　×祖母	3	2.9
母　×父・本児	3	2.9
母　×祖父	3	2.9
父母×本児	4	3.9
その他	10	9.7
記なし	2	1.9
合　計	103件	100.0%

次に家族内の誰と誰の間に問題があるかをみていく（第22表参照）と、父親と母親に問題があると答えたものが半数以上もあり、両親の不和による犠牲に子どもがされていることがわかる。その次に母親と子どもが多く24.3%あった。その他をみていくと母親と祖母、母親と父・子ども、母親と祖父、父母と子ども等の間に何らかの問題があるという結果が出た。これをみると、家族内の人間関係に問題がある場合、そこには必ず母親がかかわっていることがわかる。

次には問題の内容をもう少し詳細にみていく。先ず、父親と母親の不和の原因をみると、父親の酒乱、異性関係、怠慢、母親の性格異常、精神病、性的放縦、及び両親のアルコール中毒などが挙げられる。こうした親の乱行、病的性格の為に一番被害を受けるのは子どもなのである。何の罪もない子どもがこうした親をもったというだけの理由でひどい仕打ちをされていることに問題があるように思われる。

母親と子どもの関係がうまくいかない一番の原因は、継母・継子ということである。母親は自分の連れ子を可愛がり、夫の先妻の子を憎んで虐待するといったことが平気で行われているのである。自分の子どもが後妻の子どもと差別扱いされ虐待されているのを父親は見て見ぬ振りをするか、何も感じず関心も示さないといった態度をとっている。母親の異常さと同時に父親の常識では理解できない態度にも問題がある。（3，e，(7)）

6.　母親について

今までは虐待事件を起こした家庭の背景をいくつかの観点から検討してきたわけであるが、次に虐待を行った母親自身の背景についてもう少し詳しく見ていくことにする。つまり、母親の実家の職業、経済状態、及び母親自身の近所付合いがどうであったかということをここで問題にする。

a）母親の実家の職業と経済状態

母親の実家の職業や経済状態を問題にするのは、職業や経済状態によって階層的な特殊性、つまり、文化、価値基準、習慣、行動範囲等に多少の差異がみられ、それが種々の面で人間に影響を及ぼすと考えられるからである。

第23表に母親の実家の職業を示したが、家庭児童相談所に来談した者は被害者の母親については余りよく知らないということが多く、この項目に回答しない、あるいは回答できないと答えた人が52人もあった。回答のあっ

第23表　実家の職業（3，e，(8)）①

	件	%
会社員	3	2.5
運転手	1	0.8
自営業	10	8.3
工員	7	5.8
職人	1	0.8
日傭人夫	4	3.3
農業	28	23.1
漁業	2	1.7
無職	8	6.6
その他	5	4.1
記なし	52	43.0
合計	121件	100.0%

第24表　実家の経済状態（3，e，(8)）③

	件	%
富裕	2	1.7
ふつう	50	41.3
貧困	34	28.1
記なし	35	28.9
合計	121件	100.0%

たものについてみると、母親が結婚する前、即ち実家の職業が農業であると答えたものが一番多く23.1%あった。その他は大体似たような数で、自営、工員、日傭、会社員、漁業などが並ぶ。ここで注意すべきことは、現在の母親の嫁ぎ先、或は内縁関係にある夫の職業が農業であるのは僅か1.7%（第15表参照）しかないことである。つまり、農家育ちの母親が農家に嫁いでいるケースは極めて少ないことが注目される。農家に育った女性が工員や職人、日傭労務者等に嫁いだ場合、環境の変化に伴う種々の不安定感を持つのではなかろうか。

第24表は母親の実家の経済状態を示したものであるが、これを第18表の虐待事件発生時の経済状態と比較してみると、実家の場合は職業と同じようにやはり回答のないものが30%弱あった。この回答なしを除けば第18表も第24表も大体似たような傾向を示していることがわかる。即ち、経済状態は普通か或はそれ以下の家庭が多いといった点で共通しているのである。こうした経済状態の低さが家庭のトラブルの直接の原因となることもあるし、間接的に家庭不和を生ずることもあるのである。

b）母親と子ども（被虐者）との関係

俗に血は水よりも濃いといわれる。血筋は争われないということを意味するが、また肉親の情の深さ、結びつきの強さを示す意味も含んでいるといってもよかろう。それが殊に母・子の場合そういった情愛は一層強いと思われる。そこで、次に虐待を惹き起こした母親と虐待を受けた子どもとの血縁関係、即ち、子どもにとってその母親は生母であるのか継母・養母であるのかいった観点から虐待との結びつきをみていくことにする。（第25表参照）

第25表　母親の本児との関係（3，e，(8)）⑤

	件	%
生母	61	50.4
継母	43	35.5
養母	1	0.8
記なし	16	13.3
合計	121件	100.0%

表をみると、虐待は血を分けた実の子どもに対して行われている割合が全体の半数を占めていることがわかる。一方、継母・養母による虐待は36%強で、比率からみると、生母による虐待の方が継・養母によるものよりも発生件数が多いことになる。しかし、これは母集団の大きさの違いによるものと思われる。つまり、全国の生母と継母の比率は前者の方がはるかに高い、ということは実の母・子関係の家庭の方が継母・子関係の家庭よりも多いということになる。従って、第25表の生母による虐待が全体の50%を占めても、一般の実母・子の数全体からみれば決して多いとはいえない。それに対して、継母・子間に生じた虐待の発生率はかなり高いといってもよいであろう。しかしいずれにしても子は宝といった考えは段々消えてゆきつつあることは事実である。

c）母親の近所付合い

ここでは虐待を起こした母親の近所付合いがどうであるかを述べる。現今、向う三軒両隣りといった近隣関係の結びつきは確かに弱まってきており、隣人がどんな仕事をし、家族が何人いるかなど知っていることの方が珍しいほどである。

第26表　近所付合い（3，e，(8)）⑥

	件	%
よい	1	0.8
ふつう	26	21.5
わるい	77	63.6
記なし	17	14.1
合計	121件	100.0%

第26表は虐待を惹き起こした母親の近所付合いはどうかを示したものである。これをみると大半のものが近所付合いの悪いことがわかる。つまり虐待を起こすような母親は家庭内に種々の問題をかかえていると同時に、地域の人々からも孤立しており、社会的な交際は殆どないといっても過言ではない。では何故こうした母親たちは世間から孤立してしまうのだろうか。それは後述する母親自身の問題、例えば母親の性格異常、知能低劣、アルコール中毒といった病的要因にその原因があると思われる。

7. 虐待の事実について

今までは虐待とは直接に結びつかないが少なくとも事件発生に何らかの影響を及ぼしたと思われる背景についてみてきたわけであるが、次に、実際に行われた虐待に焦点を当てて、その虐待がどのような方法で行われたか、また、そうした行為に母親を駆り立てた直接の原因は何なのかを事実と照らし合わせてみていくことにする。

a）虐待の内容

母親が子どもを虐待するといっても具体的にはどのような扱いをするのであろうか。第27表は虐待方法の具体的な内容を示したものである。

第27表　虐待の事実について（3，f，(1)）

(1)　虐待の具体的内容

内　　容	件
暴力を加える	30
食事を（充分）与えない	45
体罰を加える	40
放置する	43
部屋・家にとじこめる	10
夜遅くまで家に入れない	15
学校に行かせない	5
労働を強いる	5
遊びに出さない	3
そ　の　他	3
記　な　し	2
合　　計	201件

備　考

『暴力』の具体的な内容

川につきおとす。ガケからつきおとす。壁にたたきつける。

野球のバットでなぐる。机の角にぶつける。殴打する。

つねる。お灸をすえる。ストーブで火傷させる。

冷水をかける。木にくくりつける。裸にして爪でひっかく。

頭髪をつかんでひきずりまわす、等々。

『体罰』の具体的な内容

熱いアイロンを押しつける。冬、冷水をかける。

物をぶつける。コップで頭をなぐる。熱湯をあびせかける。

殴打する。竹の棒切れで体を叩く。味噌汁に古釘を入れて飲ます、等々。

『その他』について

夜ねむらせない。家庭内での不和による精神的虐待

表中で「暴力を加える」と「体罰を加える」を別項目にした根拠は、前者は子どもの側に全く非が認められず母親が一方的に乱暴な行動をとったもの、後者は多少なりとも乱暴な行動に出る理由があるもの、という解釈を下しこれに基づいて区別した。また、合計の欄の201という数字は、虐待はただ一つの手段で行われるのではなく、いくつかの方法を併用して行われることを示すものである。例えば子どもを殴打するとともに食事も十分に与えないといった仕打ちをすることが多い。

さらにその内容を分析してみると、食事を十分に与えない、放置したまま世話をしない、家（部屋）の中に閉じ込めて外に出さない、といったやり方は乳幼児と小学校低学年児に対して行われることが多く、小学校高学児以上の子どもに対しては、食事を十分に与えない、体罰を加える、夜遅くまで家に入れない、学校に行かせないで労働を強制する、といった方法をとることが多い。このように、子どもの年令に応じて虐待の手段も変るようである。この中で、夜遅くまで家に入れないというのは、特に厳寒の候に碌な着物も与えずに路上にほっぽり出すといったことである。また、乳幼児を放置するというのは、何日間もおむつを取り替えなかったり、一室に子どもを閉じ込めたまま両親ともにしばしば外泊ミルクも碌に与えないといった虐待手段である。その他、真冬に、子どもが眠っているところに布団の上から冷水を浴びせるとか、裸にして外に出し木に縛りつけるとか、味噌汁の中に釘を入れて飲ませるといった異常な例もみられた。

b）虐待事件の発生因

親が子どもを虐待するといった異常な行為の裏には今までみてきたような複雑な背景があるわけであるが、その中でも今回の虐待事件をもたらした直接の原因が何かある筈である。こうした事件発生のきっかけになったものを第28表に示した。

表には、虐待事件の発生の原因となっているものを便宜上父の側、母の側に分けて示したけれども、これは一方的に父親或は母親が悪いことを意味するのではなく、父母別に行動特性を見るということを目的としている。

第28表　こうした事件のおきた原因と考えられるもの（3，f，(2)）

父に於ける原因	件	母に於ける原因	件
不在であること	20	不在であること	10
気弱であること	10	気が強い	9
精神異常	10	精神・性格異常	36
アルコール中毒・酒乱	22	アルコール中毒・深酒	4
知能が低い	5	知能が低い	17
怠惰であること	12	厳格である	5
家庭をかえりみない	28	子に対する愛情が乏しい	35
留守がちである	8	放浪癖がある	3
父に原因なし	5	異性関係がルーズ	21
その他	6	その他	8
合計	126	合計	148

共通した原因となるもの	件
家庭内の不和	27
経済的貧困	14
明記なし	5
合計	41

第28表から、父親における問題として、家庭を顧みない、アルコール中毒、酒乱、不在（家出、長期入院、出稼ぎ）などが多く、こうした父親の行動に対して母親が何も感じない筈はない。それによって母親は不安や焦燥にとりつかれ、ひいては子どもを虐待するといった行動に駆り立てるのである。また、母親自身の問題としては、精神（性格）異常が圧倒的に多く、以下、子どもに対する愛情が乏しい、異性関係でルーズな所が多い、知能が低いといったことが挙げられている。こうして見ていくと、母親自身に内在する問題の複雑さと同時に、その無責任さ、愛情の欠乏といったことも痛感させられる。また、父親と母親の両者に共通にみられ、かなりの比重を占めている精神異常、知能劣悪といった問題は社会的な問題として慎重に処置されることが望ましい。その他にも、家庭の不和、経済的貧困からこの様な虐待事件が発生したと答えたものが⅓近くいた。

いずれにせよ、虐待事件発生の裏には父親か母親のいずれかに、或はまたその両者が有する異常性、無責任さ、未成熟なパーソナリティといった要素が存在しているのである。

8.　現代の母親に対する専門家の意見

ここでは家庭児童相談所で実際に相談を担当している人たちに現代の母親についてその意見を求めた。

a）現代の母親の子どもに対する態度

第29表　専門家の立場としての意見(4)

a．現代の母親の子どもに対する態度

	件	%
放任	25	20.7
過保護	30	24.8
厳格	3	2.5
干渉過多	34	28.1
その他	13	10.7
不定	9	7.4
記なし	7	5.8
合計	121件	100.0%

b①、母親の愛情と父親の愛情とは同じか違うか

	件	%
同じ	11	9.1
違う	100	82.6
記なし	10	8.3
合計	121	100.0%

b②、どのように違っているか

（イ）ケースにおけるちがい

実数	母親の愛情
2	先妻の子どもという先入観がある。
1	嫌いな男の子どもでも生めばかわいい。
3	その場の空気・感情により変動し易い。
1	一人の母親であるべきが、最終的には一人の女となる。
1	動物的感情が強い。
1	子供の成長過程に対する認識不足。
1	自己中心的である。
1	自分の鋳型に、はめこむきらいがある。
1	子供の人格を無視している。
1	過保護である。
1	干渉過多である。
2	長い目でものを見ようとしない。
1	自分の責任を回避しようとする。
1	見栄にばかり注意している。

第29表a．は現代の母親に対する専門家の意見を示したものであるが、専門家は現代の母親を干渉過多、過保護、放任、とみていることがわかる。その他の項としては、過度な期待を子どもにもっている、愛情が欠如している、といったものが挙げられているが、かなり厳しい評価であるといえよう。

b）母親と父親の愛情

実数	父親の愛情
1	児童養護の主体性がない
1	子どもを、ペット化した接触をしている。
1	子どもの、言う通りになる。
2	長い目で、ものを見ようとしない。
1	理想はもっていても、子どもをよくみていない。
1	連れ子に対しても余り愛情の差がない。

母性愛といわれる母親の愛情は、父親の愛情とは違ったものと思うかという質問に対して、違うと答えた専門家が圧倒的に多く80%を越えた。(第29表b①) それでは、どのように違うと思うかという質問に対してその理由を示したものが第29表(b②)である。これをみると、かなり観念的な意見もみられるが、要約すると、母親の愛情は温かい情動的な面が強いのに反して、父親の愛情は理性的で視野の広いものといえそうである。

c) 現代の母親達に対する要望

実際に現場で母親や子どもたちと接している専門家に、これだけは今の母親に望みたいと思うことはどんなことか尋ねてみた。それをまとめると次のようになる。

- 育児に自信と信念をもって欲しい。
- 養育に責任をもってもらいたい。
- 知的な面だけではなく情緒的な面の発達も考慮して養育して欲しい。
- 豊かな愛情をもって育てて欲しい。
- 結婚をもっと厳粛なものと考えて欲しい。
- 子どもが或る程度の年令になるまでは家事・育児に専念して欲しい。
- 子どもの人格を尊重して欲しい。

こうした要望があることを世の母親達は謙虚に耳を傾けるべきではなかろうか。

○ 具体例

以上、虐待についてその発生因、内容、背景について概観してきたわけであるが、最後に虐待ケースの中の2、3の事例を挙げてみる。

〔具体例Ⅰ〕　　来談者　担任、校長

被虐者　10才の男児（先妻の子）小学校に通学（小4）

問題行動—盗癖

身体的発育—良

精神的発育—普通

友達——無

同胞——姉10才（小4）現在の母の連れ子　妹7才（小2）盗癖の為施設に在所

家族——父37才　中卒、大工、おとなしい

母37才　中卒、工員、派手好き、おとぼけ好き、本児にとって継母

父母の婚姻形態——内縁関係

結婚（同棲）して4～9年

夫婦関係、経済状態——普通

住居——旧家、部屋数　4間

地域環境—農村（鹿児島県）

母方実家の職業——農業

経済状況——普通

母親の近所付合い——普通

虐待内容

子どもが盗癖があるので、母親の体罰が目に余る程厳しい。

衣服も自分の子どもには高価なものを繁々買い与えるが、本児に対しては余り与えず、いつも汚れたものを着せる。寝る時も、実子は母屋に寝せ、本児は小屋の中に寝せている。

三度の食事も碌に与えない。

原　因

本児に盗癖があること、

継子であること

親子の間に話し合いの姿がないこと

自分の子どもが妻にこうした扱いを受けていることに対して、父親がどう考え、対処しているかは明らかでない。

〔具体例Ⅱ〕

被虐者　4才　男児　現在養護施設に在所

問題行動—なし

身体的発育——悪

精神的発達——ふつう

友達——なし

同胞——弟3才——母の連れ子

家族——父30才　中卒　工員

母21才　中卒　主婦

正式婚、夫婦関係はよい

経済状態——貧困

住居——借間、部屋数2間

地域環境——市街地の商店街

母方実家の職業——火葬場火夫

経済状態——貧困

近所付合い——わるい

虐待内容

衣食住で母の実子と区別をつける

外出する時も自分の子どもだけを連れてゆき、本児を便所の中や押入れに閉じ込めて行く。

保育園に行っている時も、母親と同年輩の女の人とみて「ママ怖い、ママ怖い」といって机の下に隠れてしまう。身体中生傷が絶えない。

原　因

継母に同年令の実子がいること。

本児の実母は自殺、その後、父が現在の若い母と再婚した、父はこの母に逃げられることを怖れ、本児が虐待されているのを見ても何もいわない。

Ⅳ　結　　語

現代、社会構造の複雑化、多様化とともに人間の中には絶えず不安や苛立ちが強まってきている。通勤電車の中でももまられている人たちの顔をみると心の余裕など全く見られずすっかり疲れ果てている。一方では物質的な贅沢さに馴れ、衣服も食事も段々豪華になってきている。こうした表面的なはなやかさの裏に人間関係における不信、緊張、不安などが潜んでいる。今回の虐待に関する調査からみてもこうした社会の歪みが母親自身の精神衛生を悪くし、ひいてはそれが子どもに向って所謂虐待といった行為に走らせる結果となったことは明らかである。

と同時に虐待という異常な行為に母親を駆り立てた要因はこうした社会的な歪みだけではなく、母親自身の未成熟なパーソナリティ、生活態度なども原因しており、それと同時に父親の無責任な振舞、権威の失墜、子どもに対する無関心な態度も責められるべきであろう。

人生で一番大事な乳幼児期、そして何事にも敏感になっている思春期に、母親あるいは父親から受けたこうした仕打ちが心理的外傷として子どもの気持の中に残るとしたら、それは子どもの将来にとって非常な不幸をもたらすこととなろう。